

交通安全協会だより（令和4年7月号）

～ 交通マナーアップ推進月間県民運動の実施 ～

1 期 間

令和4年7月1日（金）から8月31日（水）までの2ヶ月間

2 運動の重点

県民ドライバーの交通ルールの遵守と交通マナーの向上

～ 交通事故防止に向けたマナーアップの推進 ～

3 推進項目

- 歩行者保護の推進及び飲酒運転等悪質危険運転の根絶
- 全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 運転時等における携帯電話等の使用禁止

～ 全席シートベルト着用推進月間 7月中 ～

全席シートベルト着用 ～交通事故の衝撃は前も後ろも同じ～

1 四輪乗車中の交通死亡事故におけるシートベルト着用状況

区 分	令和3年中	
	構 成 率	
交 通 事 故 死 者 数	32人	
四 輪 乗 車 中 の 死 者 数	11人	
うちシートベルト非着用	10人	90.9%
着用していたら助かった者	7人	70.0%

※ 四輪乗車中の死者11人中、10人がシートベルト非着用であり、そのうち7人は着用していたら助かった可能性があります。

2 シートベルト非着用の3つの危険

- 自分自身が怪我を負う
- 車外へ放出される
- 前席の人への被害

3 シートベルトの効果

シートベルトは、交通事故にあった場合の被害を大幅に軽減するとともに、正しい運転姿勢を保つことにより疲労を軽減するなど、様々な効果があります。

自動車を運転するときは、運転者自身は着用することはもちろんのこと、助手席や後部同乗者にも着用させなければなりません。

